

## 日南市パートナーシップの宣誓に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「日南市重点戦略プラン」及び「日南市男女共同参画基本計画」の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに価値観などの違いを認め合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」などの典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする2人が真にパートナーシップを築いていること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 宣誓をしようとする2人の一方又は双方が市内に住所を有していること。また、宣誓をしようとする2人の一方で本市に住所を有していない者は本市への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条に規定する近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族）又は民法第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、この限りでない。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って地域自治課職員の立会いの下、パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（別記様式第2号。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本市に住所を有しない場合にあつては、

本市の区域内に転入する予定が記載された転出証明書の写し)

(2) 独身証明書又は戸籍抄本

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、同項の書類に類する書類によって代えることができるものとする。

3 第1項の規定により宣誓を行った者が市内に住所を有しない場合は、原則として宣誓後14日以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称を使用することができる。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしているとき、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(別記様式第3号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(別記様式第4号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない者が宣誓した場合においては、先に宣誓書の写しを交付し、第4条第3項に定める書類の提出後に証明書及び証明カードを交付するものとする。

2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を証明カード(裏面)に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書又は証明カードを紛失、毀損、又は汚損したときや、その他の事情により再交付が必要と認められるときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、証明書又は証明カードの再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(別記様式第6号)に証明書及び証明カードを添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者の一方又は双方が本市外に転出した場合(第11条に定める場合及び一方が転出する場合であって、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情による一時的な場合を除く。)

(証明の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明を無効とする。この場合において、市長は、パートナーシップ宣誓証明無効通知書(別記様式第7号)により宣誓者に対して、無効となった旨の通知並びに証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかの規定に反していた等の不正により、宣誓を行っていた場合
- (2) 前条各号のいずれかに該当するにもかかわらず、前条に規定する返還の届出をしない場合

(宣誓書の保存及び廃棄)

第10条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第8条の規定による返還の届出があったとき、又は前条の規定により無効となったときは、宣誓書を廃棄することができる。

(自治体間等での相互利用)

第11条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓証明書等継続使用申請書(別記様式第8号)を提出したときは、継続して本市が交付した証明書を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体等が交付した宣誓を承認する証明書等(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。また、同様に本市と協定を締結している法人及び民間団体等が交付した宣誓を承認する証明書等についても、本市において使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して証明書を使用している者が、前条第1号及び第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該証明書等を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

日南市長 殿

## パートナーシップ宣誓書

私たち\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、「日南市パートナーシップの  
宣誓に関する要綱」に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、ここに  
署名します。

年 月 日

**【宣誓者】**

住 所 日南市\_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

（生年月日： 年 月 日）

（電話番号： \_\_\_\_\_）

フリガナ

（通 称 \_\_\_\_\_）

（転入予定者は転入予定日： 年 月 日）

**【宣誓者】**

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

（生年月日： 年 月 日）

（電話番号： \_\_\_\_\_）

フリガナ

（通 称 \_\_\_\_\_）

（転入予定者は転入予定日： 年 月 日）

**【代筆者】**

氏 名 \_\_\_\_\_

**【代筆者】**

氏 名 \_\_\_\_\_

注) 宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

様式第2号（第4条関係）

日南市長 殿

## パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、「日南市パートナーシップの宣誓に関する要綱」に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、次の表の確認事項欄の記載内容が事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

【宣誓者】

氏名又は通称 \_\_\_\_\_

【宣誓者】

氏名又は通称 \_\_\_\_\_

【代筆者】

氏 名 \_\_\_\_\_

【代筆者】

氏 名 \_\_\_\_\_

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	回 答 (該当する□に「レ」をご記入ください。)
(関係性) 第3条第1項第1号	一方又は双方が性的少数者であり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1項第2号	宣誓当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(住所要件) 第3条第1項第3号	① 双方が日南市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	② 一方が日南市に住所を有し、一方が日南市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 (転入予定日 年 月 日)
	③ 双方が日南市に転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 該当者名 ( ) (転入予定日 年 月 日) 該当者名 ( ) (転入予定日 年 月 日)
(独身要件等) 第3条第1項第4号 ・第5号・第6号	双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む。）及び宣誓者以外のパートナーがないこと並びに近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
偽りの回答をしたことが判明したときは、証明書等を返還していただきます。 宣誓制度を利用して市営住宅に入居した場合又は家族転入奨励金を受給した場合、証明書等が返還されたとき又は証明が無効となったときはその旨をそれぞれの所管部署に情報提供します。		<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。



■この証明書を提示された皆さまへ

日南市は、市民一人ひとりが互いに価値観などの違いを認め合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちの実現を目指し、性的少数者の方がその自由な意思により行う「パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この証明書は、パートナーシップ宣誓制度利用者が不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。

事業者の皆様には、このパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただき、業務の遂行に当たっては、最大限配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、パートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1. 「パートナーシップ宣誓制度」とは

パートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的少数者である2人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した」ことを市長に対して宣誓し、市長がパートナーシップ宣誓証明書等を交付する制度です。

なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

2. 証明書の交付要件

パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 宣誓をしようとする2人が真にパートナーシップを築いていること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 宣誓をしようとする2人の一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条に規定する近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族）又は民法第735条に規定する直系姻族でないこと。  
ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、この限りでない。

氏名又は通称

特記事項

備考

特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。



パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

日南市長 殿

【宣誓者】

住 所 日南市 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は通称 \_\_\_\_\_

（電話番号： \_\_\_\_\_ ）

【代筆者】

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓証明書等の再交付を受けたいので、「日南市パートナーシップの宣誓に関する要綱」第7条の規定により申請します。

【再交付を希望する理由（該当する□に「レ」をご記入ください。）】

- 紛失
- 毀損・汚損
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

【交付を希望するもの（希望する□に「レ」をご記入ください。）】

- パートナーシップ宣誓証明書
- パートナーシップ宣誓証明カード

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

日南市長 殿

【返還者】

住 所 日南市 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は通称 \_\_\_\_\_

（電話番号： \_\_\_\_\_ ）

【返還者】

住 所 日南市 \_\_\_\_\_

氏名又は通称 \_\_\_\_\_

（電話番号： \_\_\_\_\_ ）

【代筆者】

氏 名 \_\_\_\_\_

【代筆者】

氏 名 \_\_\_\_\_

「日南市パートナーシップの宣誓に関する要綱」第8条の規定により、証明書及び証明カードを返還します。

なお、紛失により返還できない場合は、発見次第返還します。

【返還の理由（該当する□に「レ」をご記入ください。）】

- パートナーシップの解消
- 一方又は双方が日南市から転出

第 号  
年 月 日

様

日南市長 印

### パートナーシップ宣誓証明無効通知書

「日南市パートナーシップの宣誓に関する要綱」第9条の規定により、 年 月 日付け第 号で証したパートナーシップ宣誓に係る証明を下記のとおり、無効としましたので通知します。

なお、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」については、直ちに返還してください。

#### 記

#### 【無効の理由（該当するものに○）】

	不正により宣誓を行っていたため ( )
	返還事由に該当しているのに届出を行わなかったため ( )

#### 【無効の始期（該当するものに○）】

	当初（宣誓日）から
	中途（年月日）から

## パートナーシップ宣誓証明書等継続使用申請書

日南市パートナーシップの宣誓に関する要綱第11条第1項の規定により、宣誓証明書の継続使用を申請します。

なお、本申請書（写し）を転入先自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

(現住所（転出元住所）)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(新住所（転入先住所）)

住所 \_\_\_\_\_

(代書者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

転入先自治体への転入予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 2名分の日南市パートナーシップ宣誓証明書の写し及び本人確認ができる書類の写しを添付して提出してください。

日南市使用欄（ここには記載しないでください）

受理日 年 月 日

送付日 年 月 日

証明書 No. 第 \_\_\_\_\_ 号 - 1, 2